



あすの景観をつくる。

美しい星空は優れた景観

—星空景観の形成のために—

佐用郡地域



兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL:078-362-9299 FAX:078-362-4453



はじめに

★ 佐用郡4町のまちづくりの方向(各町振興計画より)

○佐用町:きらめく星、きらめく人、きらめく町「星の都さよう」

○上月町:自然が輝き、人がいきいき暮らすまち

○南光町:水と光の織りなすロマンの郷づくり

○三日月町:自然と科学の出会いうまち 三日月

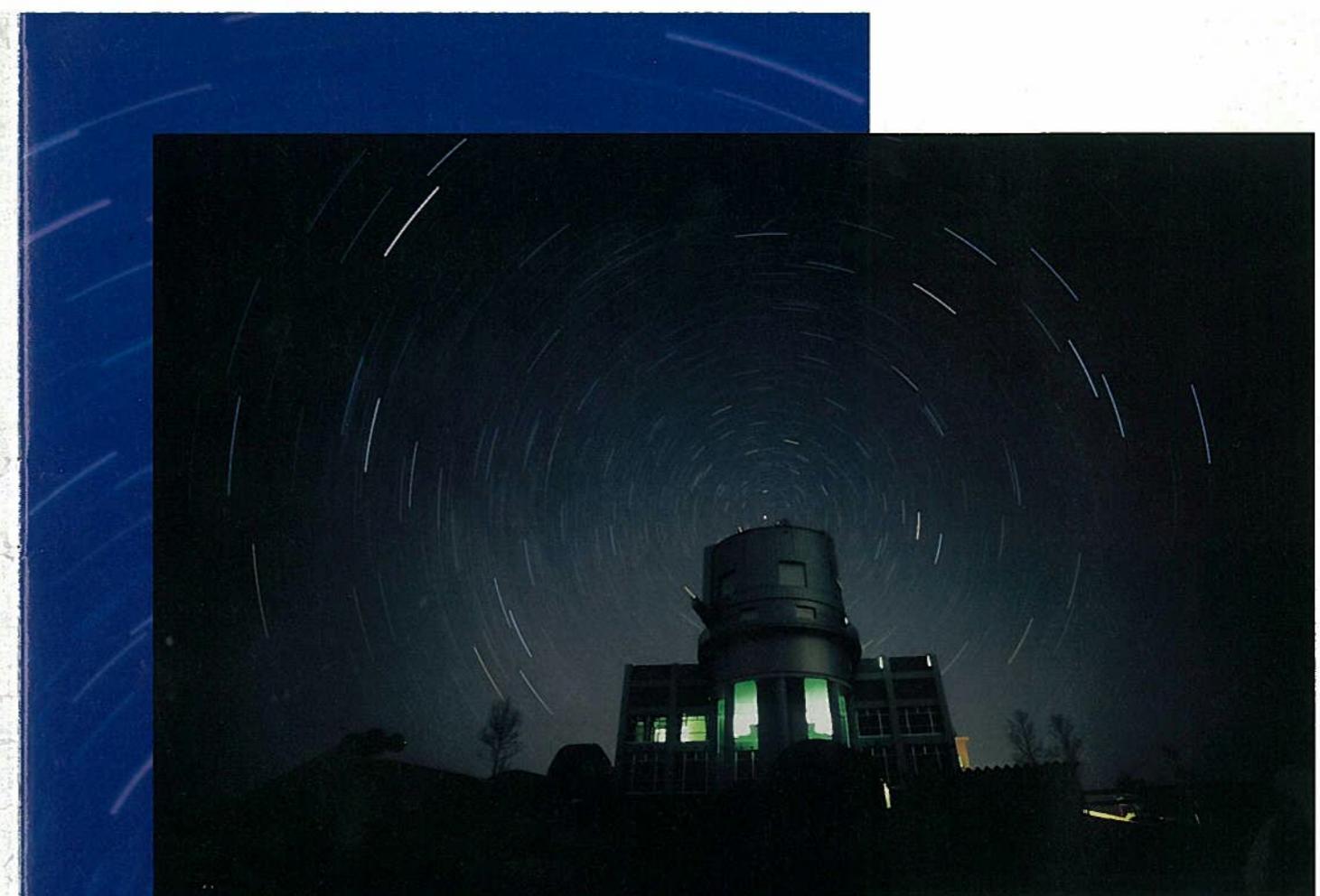
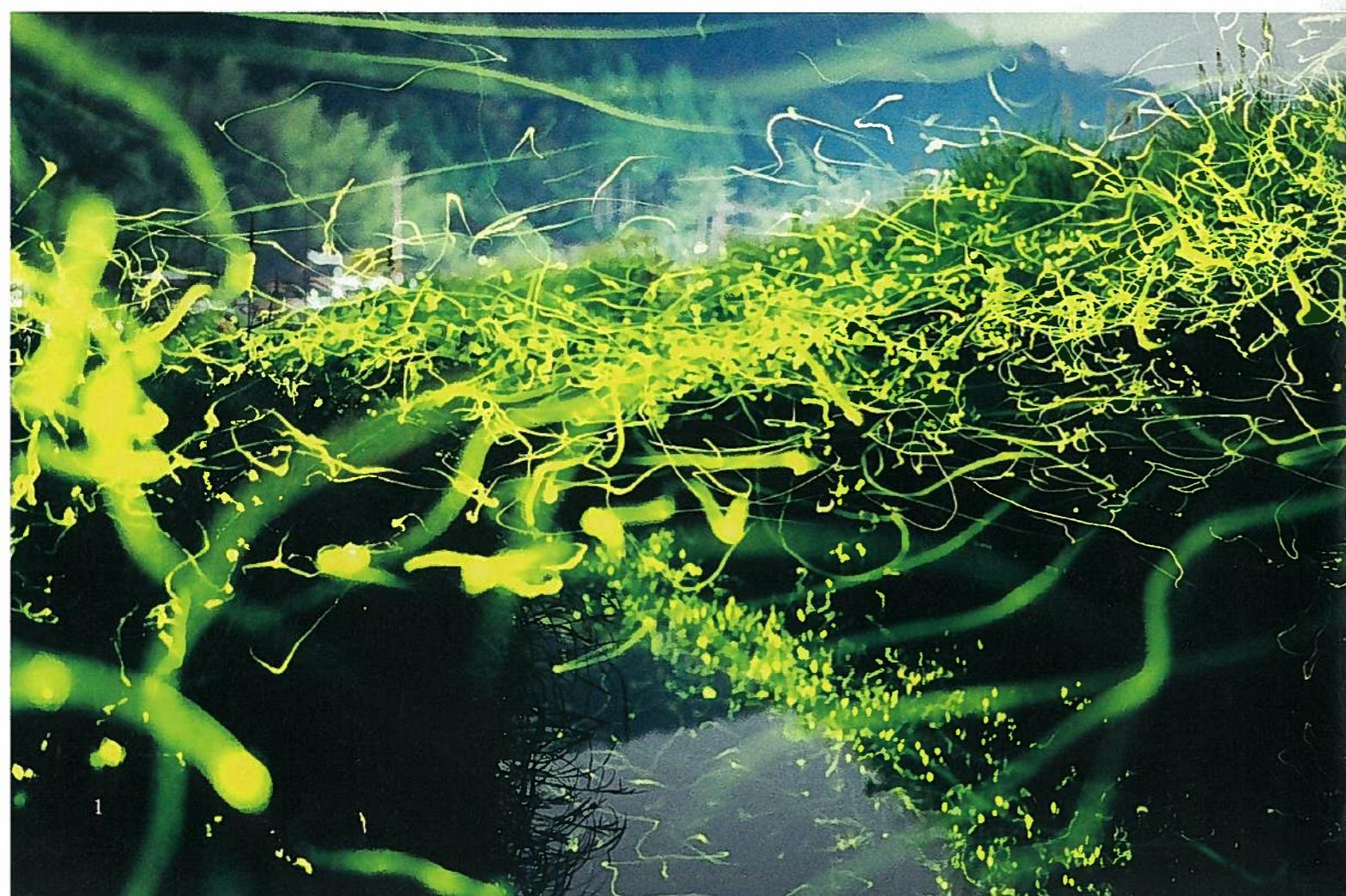
★ 佐用郡4町では、これまで星や月、ホタルなど自然界に夜間現れる自然のひそやかな光を大切にしながら、豊かで美しい自然環境と調和したまちづくりを進めてきています。また、佐用町と上月町の町境に存する大撫山上に県立西はりま天文台公園が位置することもあり、行政と住民らが一体となった美しい星空景観の形成への取り組みが見られます。

★ 折しも、西はりま天文台では日本最大の望遠鏡が新設されたところで、世界中から観測者を迎えるなど、天体観測拠点としての充実とまちづくりへの活用・波及が一層期待されています。

★ このように佐用郡地域は、豊かな自然環境を背景とした自然と共に地域づくりを一層進めることが求められています。

★ このガイドラインでは、自然のひそやかな光を大切にし、美しい星空が見える環境の創造、保全を図るために人間の夜間活動に必要となる人工的な照明器具の設置や使用の方法について定めた星空景観形成照明基準を示しています。

この冊子が、佐用郡地域における星空景観の形成の一助となれば幸いです。



星の都宣言

果てしない宇宙。

幾千万と輝く星の中、かけがえのない地球が浮かぶ。
ふるさと佐用は、青い地球の頂点だ。

星の降る、五月夜の奇跡—風土記の古より
豊かな山野の恵みを受けた、私たちの佐用。
さんざめく星空を仰ぎ、幾千年にわたって自然を愛し
その営みを大切に育んできた。

私たちは、いま

新世紀にむけ、先人を追い、越えようとしている。
夢とロマン、力強さと優しさに満ちあふれたふるさとへ。
五月夜の故事情にならい、星に託して、飛躍を誓う。

きらめく星の下、きらめく町並みが広がる。そして、
あすの佐用へ、きらめく人が集う。

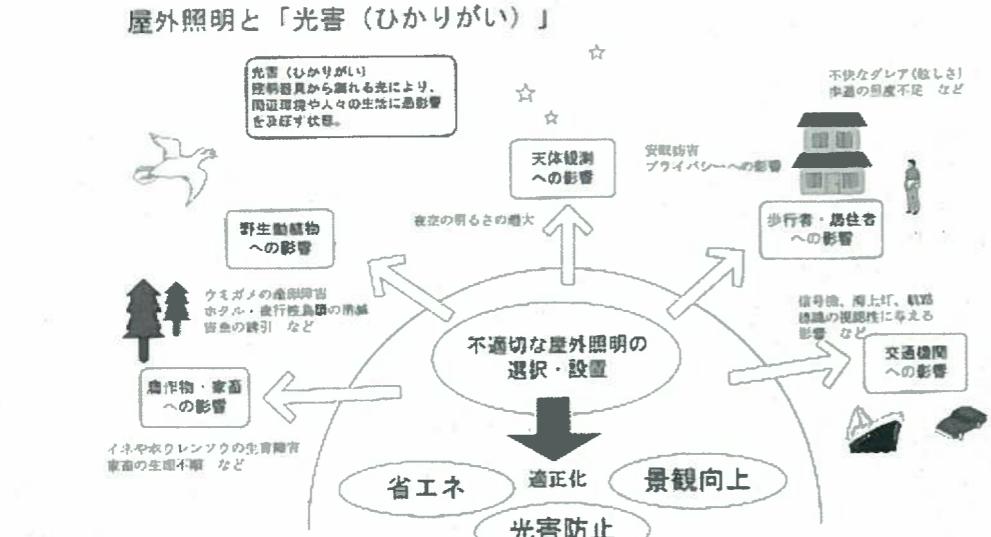
そんな町、佐用は、星の都である

1990年5月夜

目次

はじめに	1
1 光害は公害	3
2 景観の形成等に関する条例	4
3 佐用郡地域星空景観形成地域の位置	5
4 星空景観形成照明基準	6
5 基準適合イメージ	10
6 光害対策ガイドラインについて	14
7 星空景観の形成のための 照明器具の設置又は使用の提案	17
8 景観形成支援事業	19
9 届出の手続	20
(参考)景観の形成等に関する条例(抜粋)	21

光害は公害



光害とは (ひかりがい)

屋外照明から発する光のうち、目的の照明範囲の外に漏れる光によって起こる様々な悪影響を「光害」といいます。屋外照明が周辺環境へ及ぼす影響と

しては、居住者、運転者、歩行者への不快な影響及び動植物への影響、夜空の明るさへの影響などがあります。

※例えはこんな状況です。



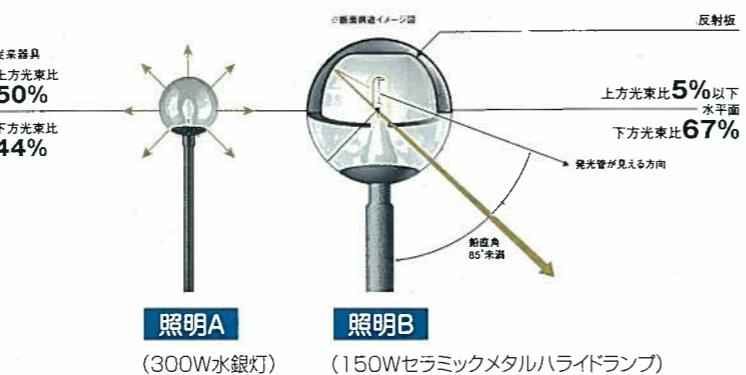
20時(写真左)と24時(写真右)を比べてみてください。
まちの明かりの状況により、星空の見え方が違います。

※では、こうすればどうでしょう。

下図の左側の照明Aは、上空にも光が向かいます。本来、下を照らすことを目的としている照明にとっては、上空に向かう光は不要な光です。では、下図の右側の照明Bのように、上空に向かう光をうまく下向きにしてはどうでしょうか。下表のように、下方の明るさがUPする分小さな照明の使用でよく、省エネ効果も見られ、環境にも優しいものとなります。

	照明A	照明B
上方光束比	50%	5%以下
下方光束比	44%	67%
年間電気代	23,762 円/年	13,414 円/年

* 照明メーカーN社による試算。
条件:1日の点灯時間10時間
21円/kwh 365日



景観の形成等に関する条例

兵庫県では、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く、「美しい兵庫」づくりをめざして、県民の皆さんと協力していろいろな施策を展開しています。

なかでも、良好な景観の形成は重要な柱の一つであり、昭和60年3月に「景観の形成等に関する条例」を制定し積極的に取り組んでいます。

この「景観の形成等に関する条例」において、美しいまち並みと同様に、美しい星空の景観を創造又は保全し、魅力ある景観の形成を図ることとしています。

星空景観形成地域

(星空景観の形成:美しい星空の景観を創造又は保全すること)

豊かな自然を有する地域や天文台周辺地域を対象として、上空に向けて照射されるサーチライト及びレーザー光線を禁止します。また、その他の屋外照明器具などは、上空に光が漏れないようにするための基準(星空景観形成照明基準※)を設けて、届出制により誘導を図るとともに、基準に適合しないものに対しては、改善命令等を行います。なお、住宅については、屋外照明器具の規模も小さいので、厳しい基準の適用はありませんが、美しい星空景観の形成にご協力をお願いします。

※星空景観形成照明基準では、照明器具の使用を禁止するのではなく、照明器具からの明かりが上空に漏れないようにするための設置や使用の方法を定めます。

制度の概要

■地域指定の対象区域

星空景観の形成を図る必要がある地域を指定します。

具体的には、豊かな自然環境を有する地域や天文台が存するなど、星空景観を地域の財産として認識し、地域住民と行政が一体となって、星空景観の形成に取り組んでいる地域など。

■地域指定の手続

市町長からの要請、市町長の意見、住民への縦覧等一定の手続を経て、知事が指定します。

■星空景観の形成を阻害する行為の禁止

サーチライトやレーザー光線などを上空に向けて照射する行為など星空景観の形成を阻害する行為を禁止します。

■星空景観形成照明基準

屋外照明等による光が上空に漏れないようにするための基準で、照明器具の設置の位置及び照射の向きの他、星空景観の形成を図るために照明器具の設置や使用に際して特に配慮すべき事項について、星空景観形成照明基準として知事が定めます。

照明器具を設置又は使用する方は、星空景観形成照明基準を守る必要があります。

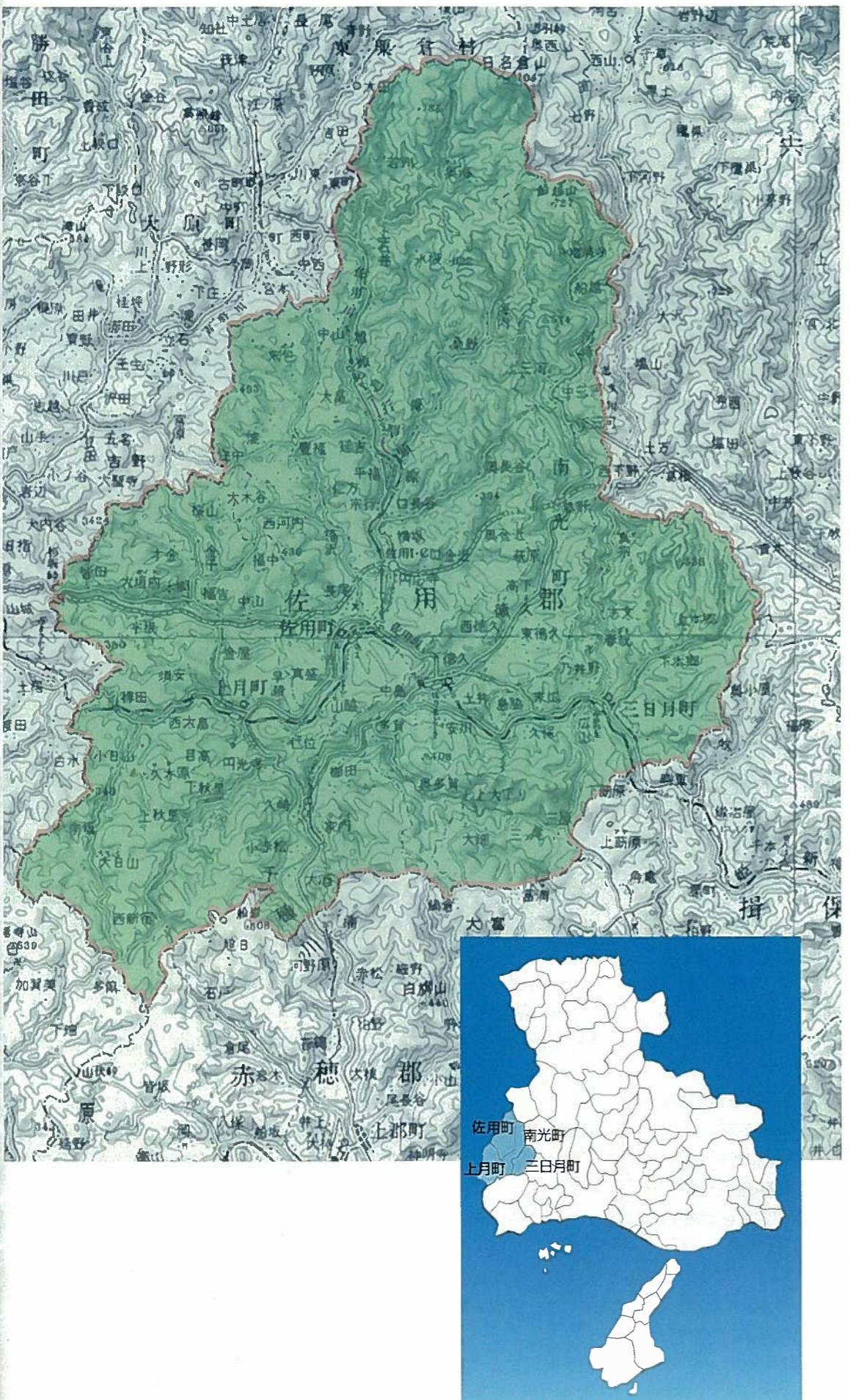
■改善命令等

知事は、照明器具の設置や使用の方法が、星空景観形成照明基準に適合しない場合には、照明器具を設置又は使用している方に、その方法についての改善やその使用の停止を命じることができます。

■特定施設の新設等の届出

商業施設など多数の照明器具を使用する一定の施設(特定施設:20ページ参照)については、照明器具の設置の方法などの内容を、事前に届け出る必要があります。

佐用郡地域星空景観形成地域の位置



星空景観形成照明基準

近年、都市活動の活発化により、夜間照明が増加し、自然のままの星空を見ることができない地域が発生している。

星空は、自然景観の一部であり、誰もが光害に妨げられることなく自然のままの星空を見ることができるのは、自然景観が豊かに残されている地域では重要なことであり、この美しい星空が見える環境を創造、保全し、それを将来に引き継ぐことは、県民の責務である。

特に、美しい星空景観によるまちづくりに取り組んでいる地域においては、行政も参画して、その美しい星空が見える環境の創造、保全に協力していく必要がある。

このような問題認識に立ち、美しい星空景観を背景とした豊かな自然と共にある地域づくりを一層推進するため、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の4第1項の規定により、星空景観形成照明基準を別表のとおり定める。

別 表

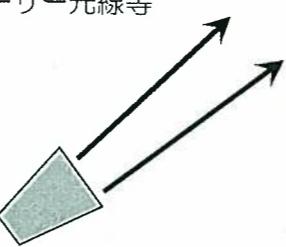
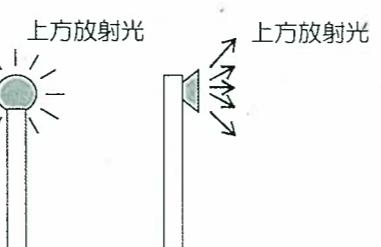
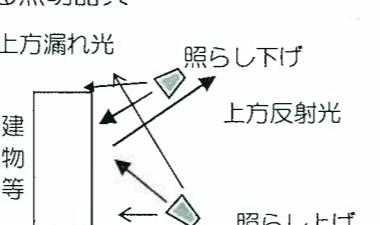
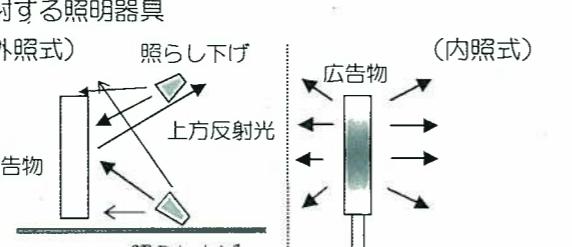
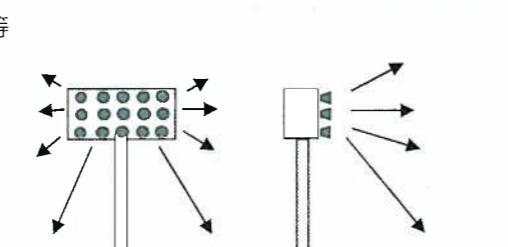
1 共通基準

- (1) サーチライトその他の照明器具を星空景観の形成を著しく阻害するような方法で使用してはならない。
- (2) 住宅における玄関灯、足下灯等の照明器具については、次の2の個別基準は適用しない。ただし、住宅における照明器具の設置又は使用においても、地域の良好な星空景観を形成するため、上方への漏れ光を防止するよう努めなければならない。
- (3) 星空景観形成地域の指定の際、現に設置されている照明器具については、次の2の個別基準は適用しない。ただし、地域の良好な星空景観を形成するため、次の2の個別基準を遵守するよう努めなければならない。
- (4) 次の2の個別基準に適合する場合においても、天文観測への影響その他の星空景観への影響が大きいと認められる場合には、個別事情に応じて、ルーバーや傘、遮光板等知事が指定する対策を講じるよう努めなければならない。

2 個別基準

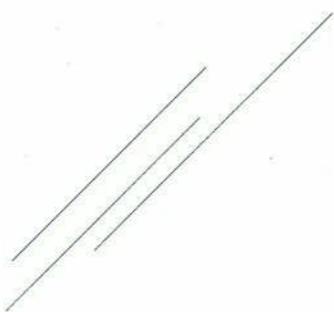
次の照明器具の種類に応じて、以下に基準を示す。

- (1) サーチライト等照明器具：サーチライト及びレーザーによって光を照射する照明器具
- (2) 屋外照明器具：道路、駐車場、庭園その他のオープンスペースで屋外において設置し、使用する照明器具
- (3) 屋内照明器具：建築物の屋内の照射を目的として設置し、使用する照明器具
- (4) 投光照明器具：特定のもの又は空中への照射を目的として設置し、使用する照明器具（(1)を除く）
- (5) 広告物照明器具：広告物への外部からの照射又は広告物自体を内部から発光させる目的として設置し、使用する照明器具
- (6) ナイター照明器具：運動施設、野外劇場その他の試合又は催しを目的とする施設の夜間利用を目的として設置し、使用する照明器具

類型(照明器具の種類)	模式図
(1)サーチライト等 照明器具 広告行為として使用される場合等、夜空を直接照射するもので星空への影響が非常に大きい。	サーチライト、レーザー光線等 
(2)屋外照明器具 道路、駐車場等で使用され、通行の安全性等のために設置されているが、不要な上方向へも光が漏れている。	駐車場灯、外灯等 
(3)屋内照明器具 建築物の屋内の照明から光が外部(上方)に漏れている。	屋内照明 
(4)投光照明器具 建築物等を照射するもので、ライトアップのものが多く、上方へ光が漏れている。	建築物等を照射する照明器具 
(5)広告物照明器具 広告物を照射するもので投光照明器具と同じ、また、広告物自体を発光させるものもあり、上方へ光が漏れている。	広告物を照射する照明器具 (外照式)  (内照式) 
(6)ナイター照明器具 運動施設等の夜間利用のためのもので星空への影響が大きい。	グラウンド等 

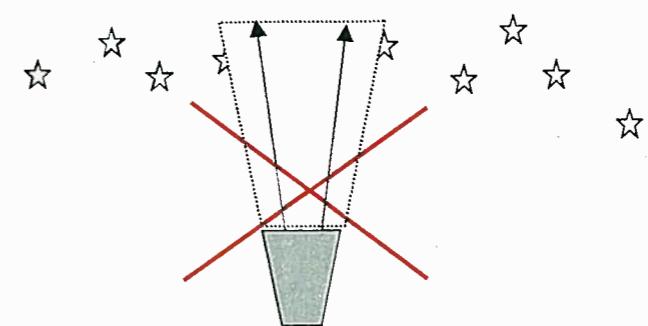
照明器具の種類・項目	基準
(1)サーチライト等 照明器具	上空に向けて設置及び使用してはならない。
(2)屋外照明器具 ア 位 置 イ その他	必要最小限の個所に設置し、使用しなければならない。 (ア) 垂直に設置した場合、上方光束比5%以下となる照明器具を上方光束比5%以下となる向きに設置し、使用しなければならない。 (イ) (ア)以外の照明器具を設置し、使用する場合は、光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにしなければならない。
(3)屋内照明器具 ア 位 置 イ その他	建築物の開口部に接して設けてはならない。 (ア) 建築物の屋根又は屋根に設けられた開口部から光が漏れる場合 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにしなければならない。 (イ) 建築物の外壁又は外壁に設けられた開口部からのみ光が漏れる場合((ア)に該当する場合は除く) a 屋内の光源の下端が建築物の開口部の上端に接する水平面以上に設置し、使用しなければならない。 b a以外の場合は、次のいずれかの要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。 (a) 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること (b) 建築物の開口部にカーテン、ブラインドその他の遮光措置を設置し、遮光を行うこと
(4)投光照明器具 ア 位 置 イ 向き ウ その他	必要最小限の個所に設置し、使用しなければならない。 (ア) 下向き照射とすること (イ) 照射する建築物等のみを照射すること 次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。 (ア) 照射される建築物等の表面の輝度は、5cd/m ² 以下としなければならない。 (イ) 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること
(5)広告物 ア 位 置 イ 向き	広告物の表示・設置場所、高さについては、屋外広告物条例の定めるところによる。 広告物を外部から照射する場合、次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。 (ア) 下向き照射とすること (イ) 広告物のみを照射すること

照明器具の種類・項目	基 準
照明器具 ウ その他	(ア) 広告物面の輝度は、400cd/m ² 以下としなければならない。 (イ) 次のいずれかの要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。 a 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること b 広告物自体を内部から発光させる場合、ネオンサイン、液晶ディスプレイその他の広告物で自らが発光する場合は、広告物の中心と広告物の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること
(6) ナイター 照明器具	照明器具の位置、向き等について、知事と協議し、知事が景観形成審議会の意見を聴いた上、支障ないと認めた場合に限り設置し、使用することができる。
(7) その他	知事が景観形成審議会の意見を聴いた上、上記基準((6)を除く。)を適用することが適当でないと認める照明器具については、これによらざりが能である。



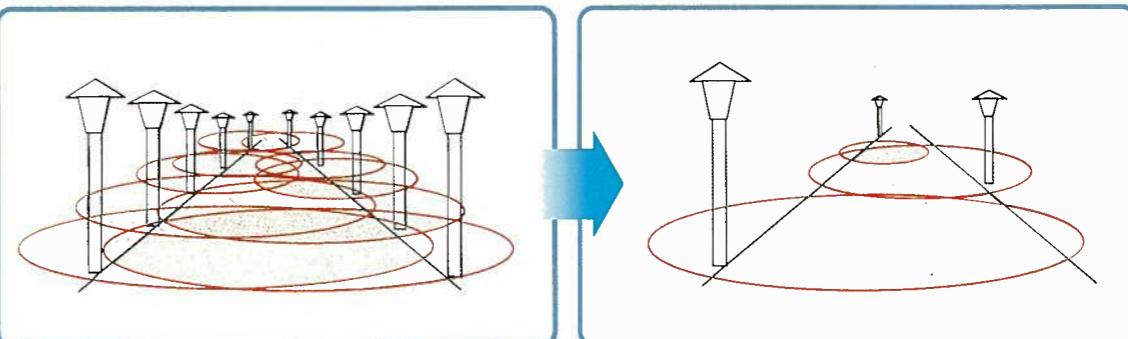
★ サーチライト等照明器具

上空に向けて設置及び使用してはならない。



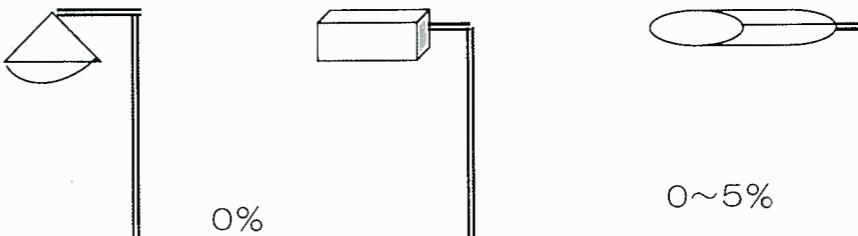
★ 屋外照明器具

ア 位置：必要最小限の個所に設置し、使用しなければならない。

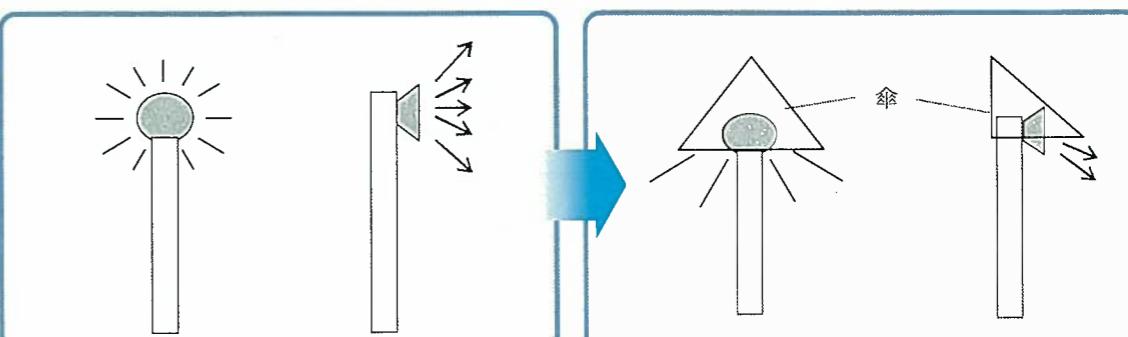


イ その他：(ア)垂直に設置した場合、上方光束比5%以下となる照明器具を上方光束比5%以下となる向きに設置し、使用しなければならない。

例

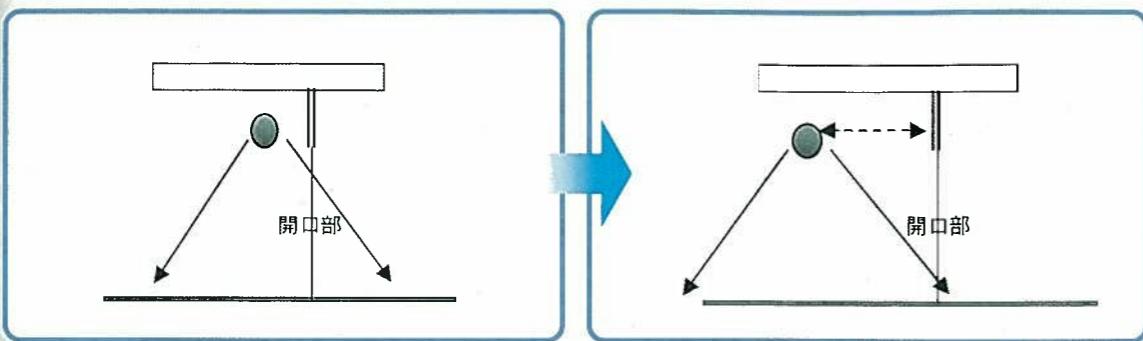


イ その他：(イ)上記(ア)以外の照明器具を設置し、使用する場合は、光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにしなければならない。



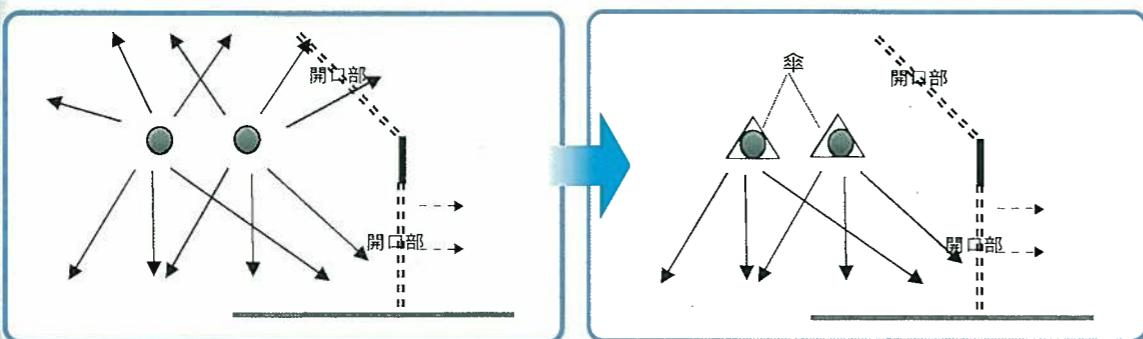
★屋内照明器具

ア 位置：建築物の開口部に接して設けてはならない。



イ その他：(ア) 建築物の屋根又は屋根に設けられた開口部から光が漏れる場合

光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにしなければならない。



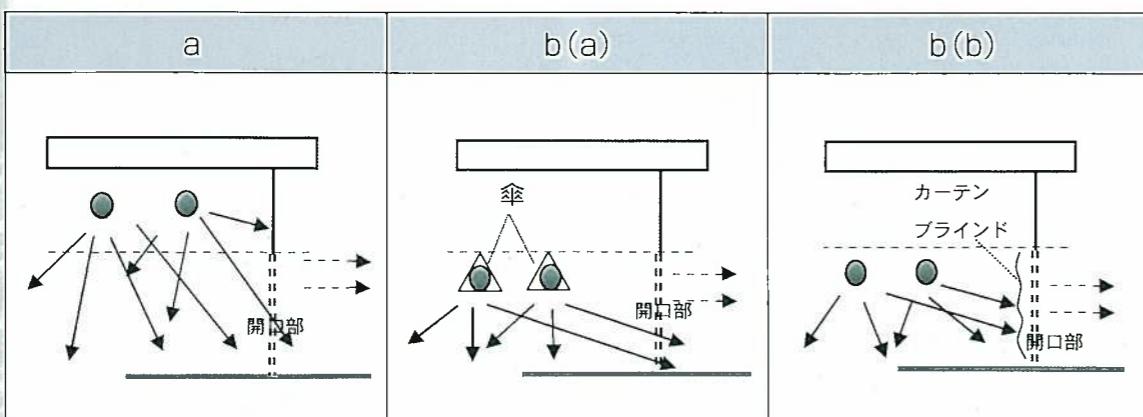
イ その他：(イ) 建築物の外壁又は外壁に設けられた開口部からのみ光が漏れる場合((ア)に該当する場合は除く)

a 屋内の光源の下端が建築物の開口部の上端に接する水平面以上に設置し、使用しなければならない。

b a以外の場合は、次のいずれかの要件を満たすように設置し、使用しなければならない。

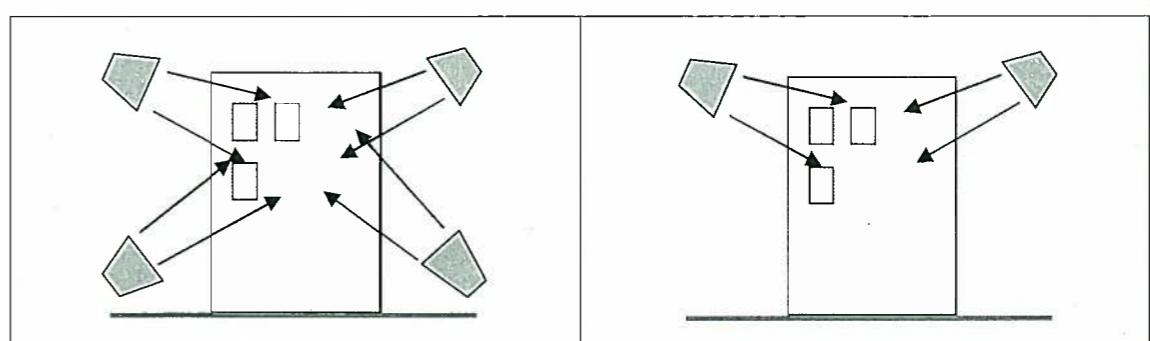
(a) 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部の傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること

(b) 建築物の開口部にカーテン、ブラインドその他の遮光措置を設置し、遮光を行うこと



★投光照明器具

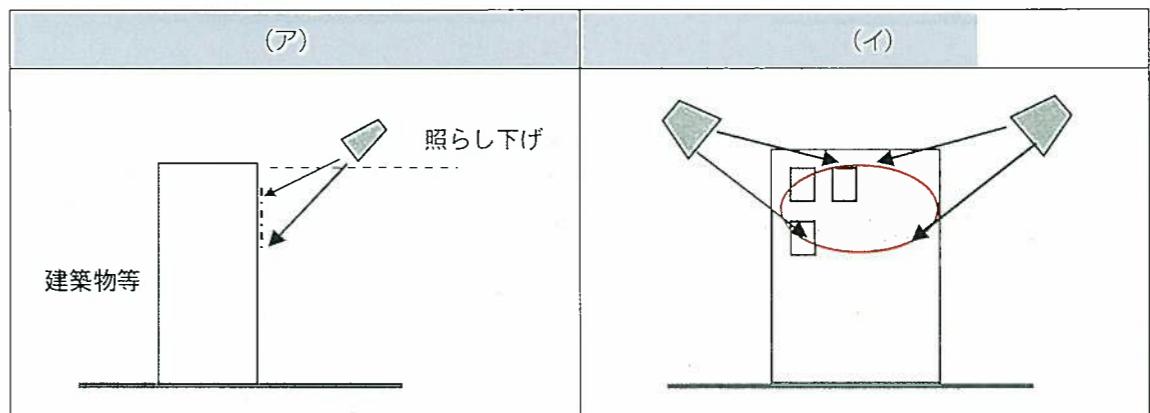
ア 位置：必要最小限の箇所に設置し、使用しなければならない。



イ 向き：次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。

(ア) 下向き照射すること

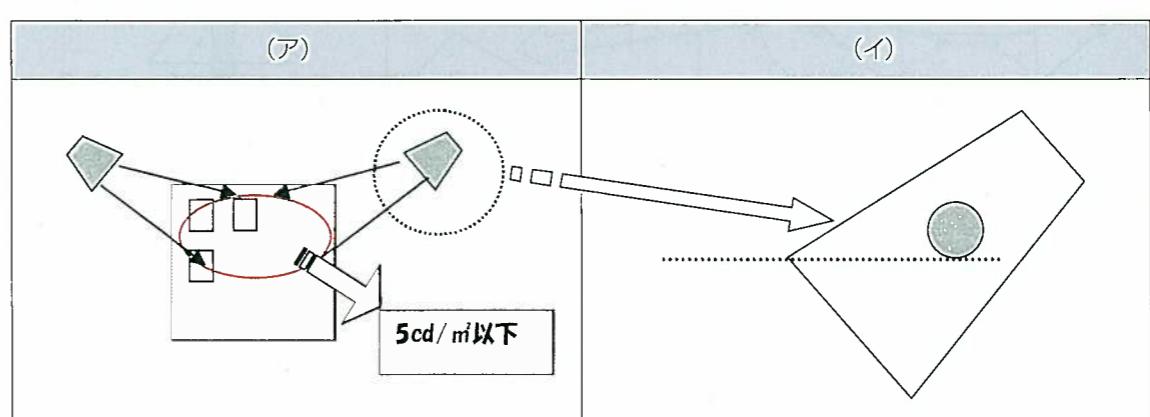
(イ) 照射する建築物等のみを照射すること



ウ その他：次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。

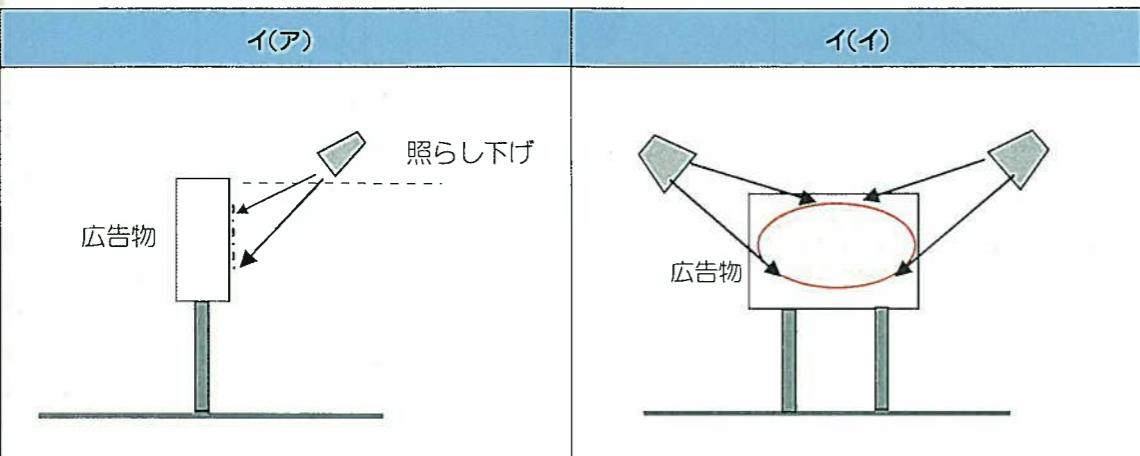
(ア) 照射される建築物等の表面の輝度は、 $5cd/m^2$ 以下としなければならない。

(イ) 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部の傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること



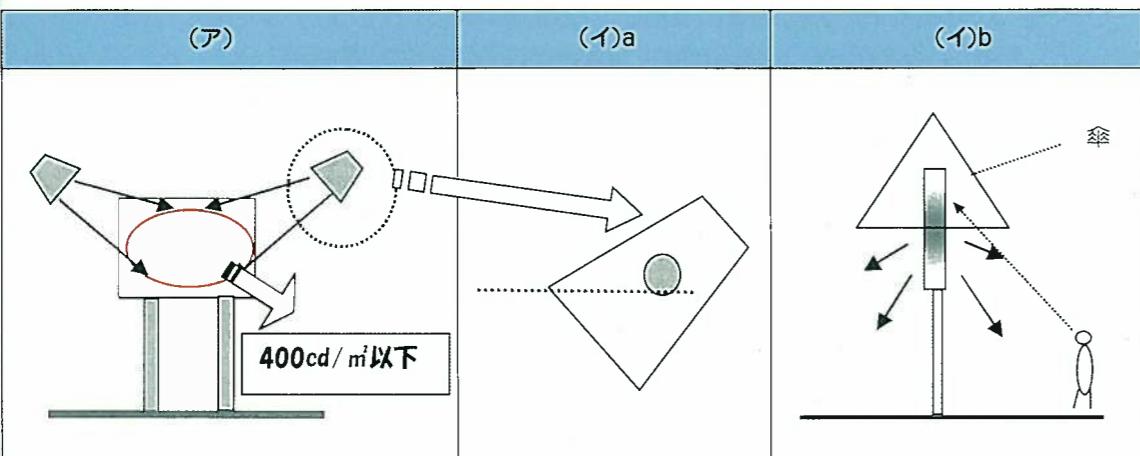
★広告物照明器具

- ア 位置：広告物の表示・設置場所、高さについては、屋外広告物条例の定めるところによる。
 イ 向き：広告物を外部から照射する場合、次の要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。
 (ア)下向き照射とすること
 (イ)広告物のみを照射すること



ウ その他

- (ア) 広告物面の輝度は、 $400\text{cd}/\text{m}^2$ 以下としなければならない。
 (イ) 次のいずれかの要件を満たすよう設置し、使用しなければならない。
 a 光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること
 b 広告物自体を内部から発光させる場合、ネオンサイン、液晶ディスプレイなどの広告物で自らが発光する場合は、広告物の中心と広告物の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること



★ナイター照明器具

照明器具の位置、向き等について、知事と協議し、知事が景観形成審議会の意見を聴いた上、支障ないと認めた場合に限り設置し、使用することができる。

都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加、照明の過剰な使用等により、「夜空の明るさ」が増大し、天体観測等への障害となることが、「光害」として指摘され、また、照明の不適切又は過剰な使用による、まぶしさといった不快感、交通信号等の重要情報の認知力の低下、野生動植物や農作物等への悪影響が報告されてきたことから、人工光の使用に伴い必要となる環境配慮のあり方について、「光害対策ガイドライン」として、平成10年3月環境省において取りまとめられています。

ガイドラインでは、「良好な照明環境の形成が漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響」のことを光害として定義し、「夜空の明るさ」問題について検討するとともに、「地域特性に応じた照明環境」について、達成されるべき良好な照明環境のイメージとそのために当面必要となる対策の枠組みを示しています。

ここでは、ガイドラインに示される光害防止のメリット、「良い照明」の考え方を示すとともに、星空景観形成照明基準を考える上で必要な照明関連用語と地域形成に応じた照明環境類型を示します。

★光害防止はすべての人々にメリットがある

良好な照明環境の形成に向けた取り組みは、あらゆる人にメリットをもたらすものであることを理解し、地域の基本的な方針としていくことが重要です。

- 1 安全性、安心感の増大
- 2 快適な夜間の生活空間の実現
- 3 動植物との共生の実現
- 4 省エネルギーの実現（コスト低減、CO₂削減）

（それぞれの人のメリット）

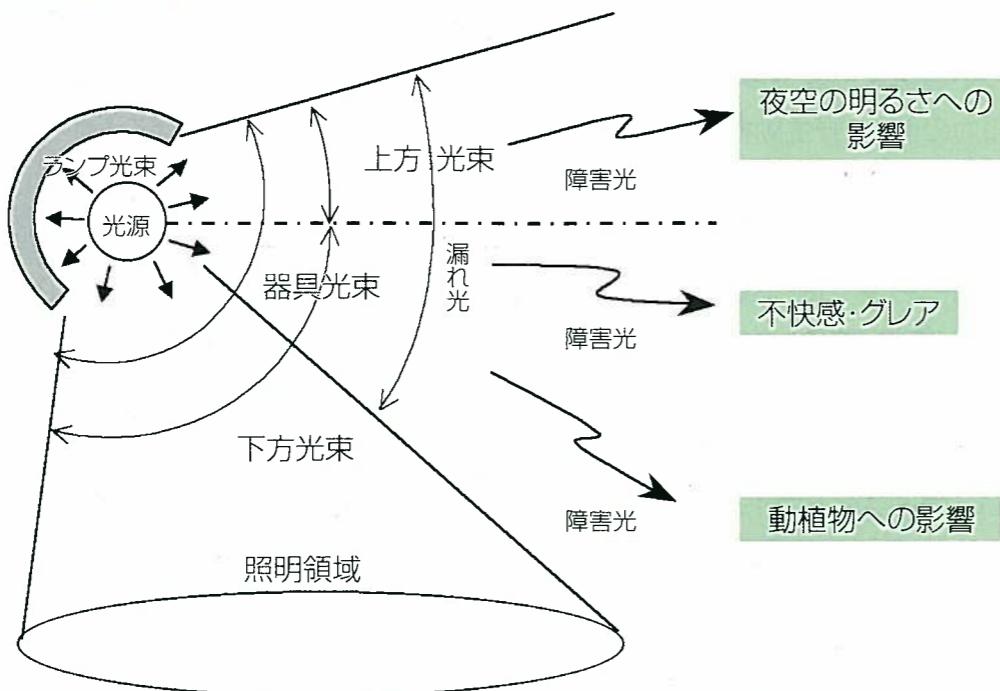
- 照明設置者のメリット：省エネルギーによる設備費（照明器具代）の早期回収、環境への負荷の低減、快適な空間の創出
- 照明管理者のメリット：省エネルギーによる維持管理費用の低減
- 施設利用者、周辺居住者、歩行者：光害を被るリスクの低減、快適な空間の享受

★「良い照明」とは何か？

周囲の状況に応じた適切な目的を設定し、適切な設備を選択（設置）することにより、照明に関して、安全性や効率性を確保することができ、また景観や周辺環境への配慮などが十分なされている照明。

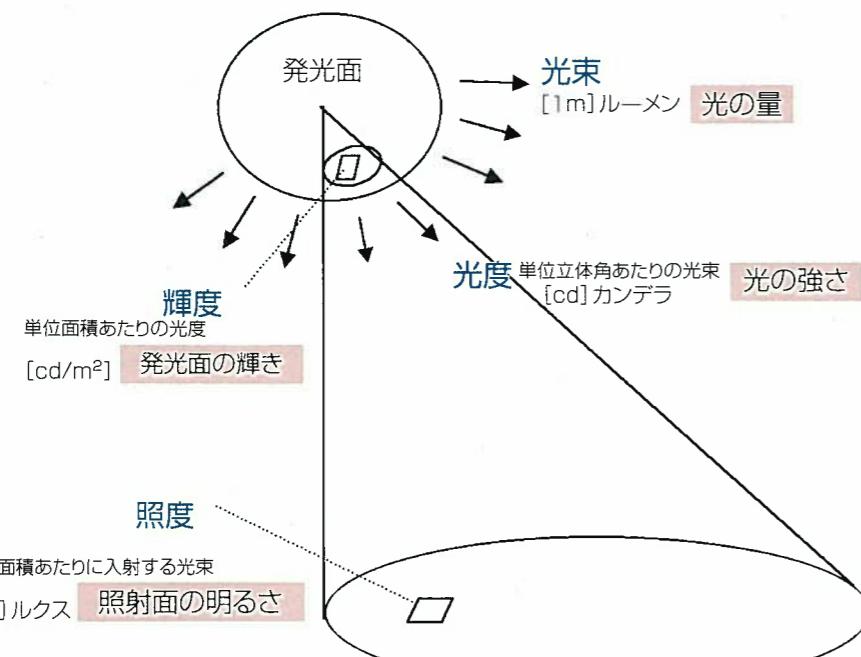
- 1 適切な照明機器の選定：目的物を効率よく照射でき、不快なまぶしさを発生しない、省エネルギー性の高い照明器具の選定
- 2 周辺環境に配慮した設置：周辺環境への影響がないよう、照明目的以外への光を抑制する設置
- 3 照明設備の適切な管理と運用：適切な点灯管理、メンテナンスの実施

★照明関連用語



漏れ光	照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるもの
障害光	漏れ光のうち、光の量若しくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光
上方光束	ランプからなる光束のうち水平より上方へ向かう光束。上方光束比はその比率をさす。
下方光束	ランプからなる光束のうち水平より下方へ向かう光束。

★光束、光度、輝度、照度の関係



★地域特性による照明環境類型

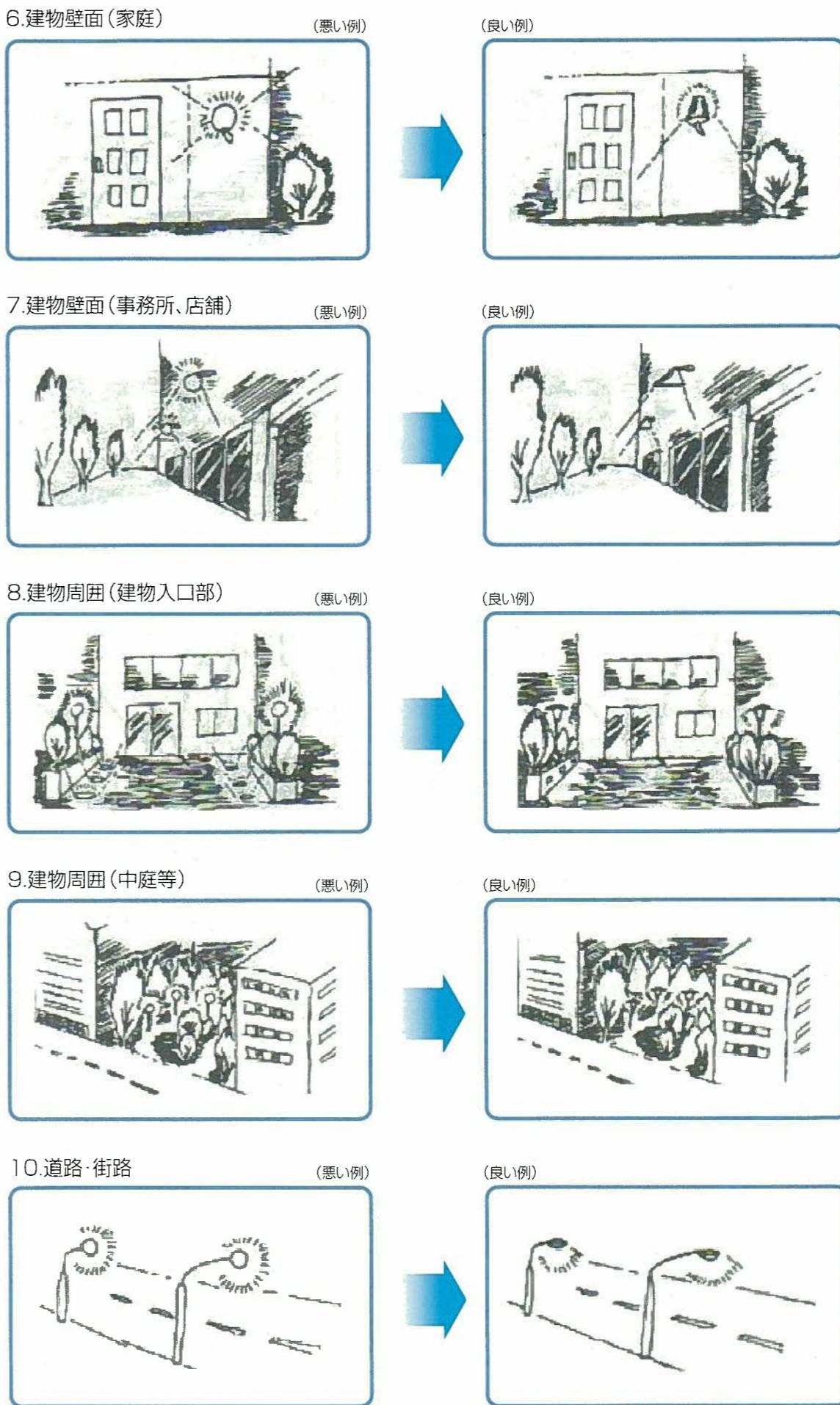
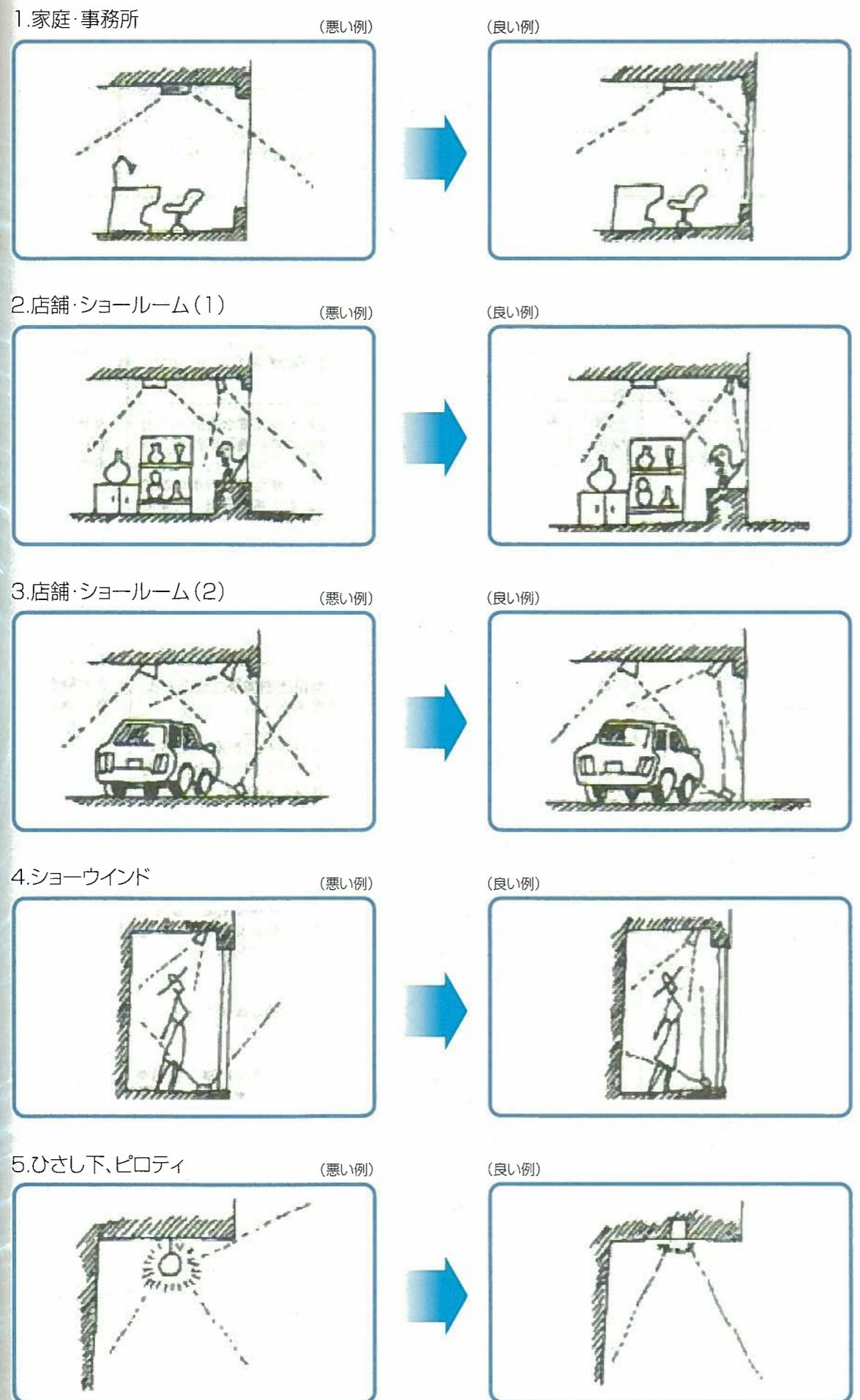
照明環境 類型	照明環境I 「あんぜん」 の照明環境	照明環境II 「あんしん」 の照明環境	照明環境III 「やすらぎ」 の照明環境	照明環境IV 「たのしみ」 の照明環境
上方光束比	0%	0~5%	0~15%	0~20%
対象 イメージ	●自然公園 	●里地・ 郊外型住宅地 	●地方都市 大都市周辺 	●都市中心部
CIE (国際照明委員会) による 環境地域	●自然 本来暗い場所を伴う領域:国立公園、際立った自然景観を持つ領域	●地方 周辺の輝度が低い領域:一般的に市街地及び田園地帯の外側の領域	●郊外 周辺の輝度が中間的な領域:一般的に市街地	●都市 周辺の輝度が高い領域:一般的に宅地と商業地が混在する市街地で夜間の活動が多い領域
建物表面の 輝度の 最大許容値	0cd/m²	5cd/m²	15cd/m²	25cd/m²
看板の輝度の 最大許容値	50cd/m²	400cd/m²	800cd/m²	1000cd/m²



光と照明の分野での科学・技術及び工芸に関するあらゆる事項について、国際的討議を行い、標準と測定の手法を開発し、国際規格及び各国の工業規格の作成に指針を与え、標準・報告書等を出版するとともに他の国際団体との連携、交流を図ることを目的とする。

星空景観の形成のための照明器具の設置又は使用の提案

(環境省「光害ガイドラインより」)

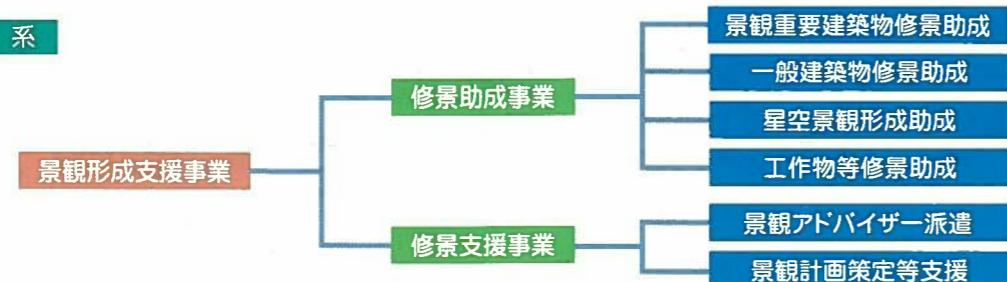


景観形成支援事業

まちづくりのお手伝い

兵庫県では、民間の方々が行う景観まちづくりのお手伝いをするため、一定の助成率、限度額の範囲で助成金を補助する景観形成支援事業を実施しています。

体 系



(助成対象建築物、照明器具等)

星空景観形成地域における光害対策を推進するための助成の対象物は、下記のとおりとする。

- 1 県条例施行規則第17条の4に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)及びこれに準ずる施設※1の用に供する建築物又は工作物。
- 2 屋外に設置される「星空景観形成照明器具基準」に適合する照明器具(以下「光害対応照明器具」という。)で、玄関灯、足下灯およびこれに準ずる照明器具※2を除く。

(助成金額)

助成対象金額は下表の額。ただし同一敷地内の対象費用については、2,600千円を限度とする。

(限度額は照明計画策定費を含めた額の合計)

助成対象費用	助成率	助成限度額(千円)
1 特定施設及びこれに準ずる施設の照明計画の策定費	1/4	50
2 光害対応照明器具の設置に係る工事費	1/4	400
3 新設の特定施設及びこれに準ずる施設の光害対策に係る工事費		2,200

※1 これに準ずる施設とは、特定施設の用に供する施設のうち、敷地面積が500平方メートル以上、1,000平方メートル以下のものとする。

※2 これに準ずる照明器具とは、住宅等において設置される小規模照明で、門灯、庭園灯、常夜灯等をいう。

附 則

星空景観形成助成において、既設の照明器具等の取替え工事、既設特定施設及びこれに準ずる施設の光害対策にかかる工事については、平成20年3月31日までの間、下記により助成する。

助成対象金額は下表の額。ただし同一敷地内の対象費用については、3,500千円を限度とする。(限度額は照明計画策定費を含めた額の合計)

助成対象費用	助成率	助成限度額(千円)
1 特定施設及びこれに準ずる施設の照明計画の策定費	1/4	50
2 既存の照明器具を光害対応照明器具への取替に係る照明器具費用	1/3	500
3 既存の特定施設及びこれに準ずる施設の光害対策に係る工事費		3,000

参 考

■修景助成事業

●景観重要建築物修景助成

景観形成地区等の区域内特に重要な区域等における特に地区の景観形成に資する建築物の修景について、一定の助成を行います。

●一般建築物修景助成

景観形成地区等の区域内の建築物の修景について、一定の助成を行います。

●工作物修景助成

景観形成地区等の区域内において、地域団体が新設・改良整備するポケットパーク、公共サンクなどの共同施設等の整備について、一定の助成を行います。

■修景支援事業

●景観アドバイザー派遣

景観形成地区等の区域内において、景観形成の推進を目的とした住民団体等が行う勉強会等への講派遣などを行います。

●景観計画策定等支援対象業務

景観形成地区等の区域内において、景観の形成の推進を目的とした計画の策定等に対する専門家を派遣し支援します。

特定施設の届出

※届出の前に、町にご相談ください。

届出の対象は

星空景観形成地域内で特定施設※の新設、改修又は増設をしようとする場合に届出が必要です。

●特定施設

次の施設でその用に供する土地の面積が1,000m²を超えるもの

- (1) 観覧場又は集会場
- (2) 病院、診療所、ホテル、旅館、共同住宅又は児童福祉施設等
- (3) 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (4) 展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店又は物品販売業を営む店舗
- (5) 事務所又は工場
- (6) 屋外の作業場、資材置き場、駐車場、公園又は広場

届出の流れ

届出は町へ

町担当課へ2部提出してください。



審査・受理

西播磨県民局建築第1課で行います。

※必要に応じて、指導する場合があります。



【届出添付書類】2部提出してください。

図書の種類	縮 尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200以上	
各階の平面図	1/200以上	照明器具の位置及び照射の向き
各面の立面図	1/200以上	照明器具の位置及び照射の向き
外構平面図	1/200以上	照明器具の位置及び照射の向き
すべての照明器具の姿図		
知事が特に必要と認める図書		

備考 届け出た内容又は通知した内容を変更しようとすると、当該変更に係る図書のみを添付すること。

問い合わせ先

●兵庫県土整備部まちづくり局
都市計画課 Tel(078)341-7711

●兵庫県西播磨県民局県土整備部
建築第1課 Tel(0791)58-2100

●佐用町 Tel(0790)82-2521

●上月町 Tel(0790)86-0331

●南光町 Tel(0790)78-0101

●三日月町 Tel(0790)79-2001

参考：景観の形成等に関する条例（抜粋）

改正

● 平成5年3月29日条例第16号

● 平成16年4月8日条例第53号

- 目次
- 第1章 総則(第1条-第7条)
 - 第2章 景観形成地区(第8条-第14条)
 - 第3章 風景形成地域(第15条-第21条)
 - 第3章の2 星空景観形成地域(第21条の2-第21条の9)
 - 第3章の3 景観形成重要建造物等(第21条の10-第21条の13)
 - 第4章 大規模建築物等(第22条-第27条)
 - 第5章 住民の参画と協働による景観の形成等(第28条-第29条の5)
 - 第5章の2 公共施設景観指針(第29条の6)
 - 第6章 雜則(第30条-第32条)
 - 第7章 罰則(第33条-第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関する必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
ア 建築物で、高さが15メートルを超える、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
イ 工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一緒にして設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超える、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超える、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (6) (県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞くものとする。

第2章 景観形成地区

(指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一緒にしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好的な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区
- (4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区的指定を要請することができる。

- 3 知事は、前項の規定により要請のあつた区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
- 4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聽くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の総覽に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聽くことを要しない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の総覽期間満了の日までに、総覽に供された景観形成地区的指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案について、審議会に提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、景観形成地区的指定の案について、審議会の意見を聽こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の総覽に供するものとする。
- 9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区的変更について準用する。
- (景観形成基準)
- 第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。
- 2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他の表示又は設置の方法
 - (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (4) その他景観の形成を図るために必要な事項
- 3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。
- (行為の届出)
- 第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。)
 - (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
 - (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前号に該当する行為を除く。)
 - (4) 屋外における自動販売機の設置
- 2 まちなか景観形成地区において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 建築物で、高さが12メートルを超える、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
 - (2) 工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一緒にして設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超える、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超える、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの
- 3 沿道景観形成地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 広告物等の表示又は設置(法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。)
 - (2) 屋外における自動販売機の設置
- (景観に及ぼす影響に関する協議)
- 第11条 景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。)内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が風景に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。
- (指導又は助言)
- 第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- (勘告及び公表)
- 第13条 知事は、前条の届出に係る行為が大規模建築物等に係る行為である場合において、当該届出をした者が正当な理由なく同条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該届出に係る行為の内容を風景形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勘告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勘告を受けた者が当該勘告に従わなければ、その旨を公表することができる。
- (大規模建築物等又は空地に係る要請)
- 第14条 景観形成地区内において、國等に関する特例
- 21条 第14条の規定は、風景形成地域内において、國等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。
- 第3章の2 星空景観形成地域
- (指定)
- 21条の2 知事は、星空景観の形成を図る必要がある地域を、星空景観形成地域として指定することができる。
- 2 市町長は、星空景観の形成を図る必要があると認める地域については、星空景観形成地域の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあつた地域が、星空景観形成地域に指定するものとする。
- 4 第3条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、星空景観形成地域の変更について準用する。
- (星空景観の形成を阻害する行為の禁止)
- 21条の3 何人も、星空景観形成地域内においては、サーチライトその他の照明器具を星空景観の形成を著しく阻害するような方法で使用してはならない。
- (星空景観形成照明基準)
- 21条の4 知事は、星空景観形成地域内における星空景観の形成を図るために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準(以下「星空景観形成照明基準」という。)を定めるものとする。
- 2 星空景観形成照明基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 照明器具の設置の位置及び照射の向き
 - (2) その他星空景観の形成を図るために、照明器具の設置及び使用に際して特に配慮すべき事項
- 3 第8条第4項から第8項までの規定は、星空景観形成照明基準の決定及び変更について準用する。
- (星空景観形成照明基準の遵守)
- 21条の5 星空景観形成地域内において照明器具を設置し、又は使用する者は、星空景観形成照明基準を遵守しなければならない。
- (改善命令等)
- 21条の6 知事は、星空景観形成地域内における照明器具の設置又は使用が星空景観形成照明基準に適合しないと認めるときは、当該照明器具を設置し、又は使用している者に対し、期限を定めて当該照明器具の設置若しくは使用の方法についての改善を命じ、又は期間を定めて当該照明器具の使用の停止を命じることができる。
- 2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽くものとする。
- (特定施設の新設等の届出)
- 21条の7 星空景観形成地域内において、多数の照明器具を使用するものとして規則で定める施設(以下「特定施設」という。)の新設、改修又は増設(以下「新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、当該特定施設における照明器具の使用の方法その他の規則で定める事項を届け出なければならない。
- (国等に関する特例)
- 21条の8 第14条第1項の規定は、星空景観形成地域内において、國等が行う特定施設の新設等について準用する。
- (立入検査等)
- 21条の9 知事は、第21条の5から前条までの規定の施行に必要な限度において、星空景観形成地域内において照明器具を設置し、若しくは使用している者に対して報告を求め、又は当該職員に、照明器具が設置され、若しくは使用されている場所その他の必要と認める場所に立ち入り、当該照明器具その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (中略)
- 第7章 刑罰
- 第21条 第21条の6第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第34条 第21条の9第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 第35条 第10条第1項から第3項まで、第17条、第21条の7、第21条の12又は第23条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。
- (両罰規定)
- 第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。